18　市町村の「その他の教育費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B+C+D+E}{4{,}880\times A}$$

4,880円×Aに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した額

算式

7,202千円×b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}

（b_2×b_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

b_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\alpha-1$）×0.875＋1

［略］

b_4　札幌市にあつては0.009、その他の指定都市にあつては0.000

C　次の算式によつて算定した額

算式

7,086千円×c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}

（c_2×c_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

c_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\beta-1$）×0.874＋1

［略］

c_4　札幌市にあつては0.009、その他の指定都市にあつては0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

6,644千円×（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.22）×d_3}／（d_1＋d_2）+d_5］

d_1×（d_3×d_4）、（d_2×1.22）、（d_2×1.22）×d_3又は（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）

18　市町村の「その他の教育費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B+C+D+E}{4{,}590\times A}$$

4,590円×Aに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した額

算式

6,765千円×b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}

（b_2×b_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

b_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\alpha-1$）×0.891＋1

［同左］

b_4　札幌市にあつては0.010、その他の指定都市にあつては0.000

C　次の算式によつて算定した額

算式

6,668千円×c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}

（c_2×c_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

c_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\beta-1$）×0.890＋1

［同左］

c_4　札幌市にあつては0.010、その他の指定都市にあつては0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

6,276千円×（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.23）×d_3}／（d_1＋d_2）+d_5］

d_1×（d_3×d_4）、（d_2×1.23）、（d_2×1.23）×d_3又は（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）